

緊急小口資金・総合支援資金（生活費）

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金でお悩みの方々へ、特例貸付を実施しています。

緊急小口資金（一時的な資金が必要な方【主に休業された方】）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用の貸付を行います。

| | |
|-----------------|--|
| 対象者 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯 |
| 貸付上限額 | 学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内 |
| 措置期間 | 1年以内 |
| 償還期限 | 2年以内 |
| 貸付利子・保証人 | 無利子・不要 |

総合支援資金（生活の立て直しが必要な方【主に失業された方等】）

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

※ 原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となります。

| | |
|-----------------|--|
| 対象者 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯 |
| 貸付上限額 | (2人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 貸付期間：原則3月以内 |
| 措置期間 | 1年以内 |
| 償還期限 | 10年以内 |
| 貸付利子・保証人 | 無利子・不要 |

お問い合わせ・お申し込みは

社会福祉法人豊山町社会福祉協議会

西春日井郡豊山町大字豊場字諏訪 270 番地（総合福祉センターしいの木内）

☎0568-29-0002